

旧警戒区域（南相馬市小高区）で農業を営んでいた申立人らについて、直接賠償における東京電力の書式で適用される同業の利益率基準を用いず、申立人らの高い利益率を基礎として算出した営業損害が賠償された事例。

714

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1及び申立人X 2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について、和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	営業損害
金額	金 7, 7 4 1, 0 1 3 円
期間	自 平成 2 4 年 1 月 1 日 至 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第 1 項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金 7, 7 4 1, 0 1 3 円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第 1 項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らが 1 通と被申立人が 1 通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 2 5 年 1 0 月 8 日

（仲介委員 水野賢一）